

4月から

市役所の組織・機構が

改編されました

一部の窓口の場所が変わります

問合せ先：市役所行財政改革推進室 (TEL0154-31-4592)

より効果的かつ効率的に行政事務を処理し得るよう、簡素で活力ある組織・機構の確立を目指して、4月から市役所の組織・機構を改編しました。

また、これに合わせて、一部の窓口の場所が変わりましたので、来庁される方は、ご注意ください。



総務部



● 契約管財課を「契約管理課」に、また、契約管財課管財車両担当を「契約管理課車両管理担当」に再編し、企画財政部に新設する「市有財産対策室市有財産対策担当」へ公有財産の管理業務を移行しました。

企画財政部



● 市の所有する未利用財産の有効活用等の強化を図るため、企画財政部に「市有財産対策室」を設置しました。

● 市有地などの賃貸借・売買についての窓口は、本庁舎2階の市有財産対策室へ移転しました。

● 企画課では、企画担当と国際担当を「企画担当」に統合再編しました。

● 国際交流についての窓口は、観光国際交流センター2階から本庁舎3階の企画課企画担当へ移転しました。

なお、国際情報資料室は、これまでどおり観光国際交流センター2階になりますので、引き続きご利用ください。

環境部



● 廃棄物対策課と清掃事業所を「環境事業課」に統合再編しました。また、環境政策課に「生活環境担当」を新設しました。

● ぐみ・資源物の分別や収集などについての窓口は、古川町の環境事業課に集約しました(これまででは、本庁舎4階の廃棄物対策課と古川町の清掃事業所に分散)。

● 1歳未満乳幼児養育世帯等への釧路市指定ぐみ袋の支給窓口は、本庁舎4階の環境政策課生活環境担当になります。

釧路地区のぐみについて

お問い合わせ

- ・ ぐみの分別、収集
- ・ 資源物リサイクル
- ・ ぐみ・資源ステーション
- ・ 粗大ぐみの収集申込
- ・ クリーンカレンダー
- ・ 指定ぐみ袋
- ・ 生ごみの減量
- ・ 集団資源回収
- ・ 最終処分場への自己搬入
- ・ 不法投棄の防止、不適正排出の指導



問合せ先 環境事業課(古川町28番地)

TEL 0154-4124-4146

TEL 0154-4131-4551

※阿寒、音別地区については、各行政センターにお問い合わせください。

市民部



● 市民生活課では、住民活動交通安全担当と消費生活係を「生活安全担当」に統合再編しました。

● 町内会活動、街路灯補助や交通安全についての窓口(市民生活課全体)は、交流プラザさいわい5階へ移転しました。

● 連合町内会事務局も、第2庁舎1階から交流プラザさいわい5階へ移転しました。

福祉部



● 精神障がい福祉についての窓口は、これまででは、本庁舎1階の社会福祉課とフィッシュヤーマンズワンフロア3階の健康推進課に分散していましたが、本庁舎1階の社会福祉課(障がい福祉担当)に一元化しました。

こども保健部など



● 子どもについての事務の所管は、これまで市長部局(こども保健部など)と教育委員会(学校教育部・生涯学習部)に分散されていましたが、可能な限り、市長部局のこども保健部と阿寒町・音別町各行政センターの保健福祉課に集約しました。